

令和8年（フ）第105号

青森県弘前市大字城東5丁目5番地5 コーポみなみ3号、旧住所青森県弘前市大字宮川2丁目10ー8 小野住宅3号
債務者 工藤 淳子
1 決定年月日時 令和8年9月2日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和8年（フ）第333号

神奈川県小田原市高田245番地の4
債務者 杉井 正己
1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第343号

神奈川県厚木市旭町4丁目10番19号 フジカワビル 302
債務者 辻 浩一
1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第349号

神奈川県秦野市南矢名790番地 リバーサイドM 105号
債務者 澤田 義光
1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第407号

神奈川県平塚市八千代町16番4ー403号 マーレルーチェA棟
債務者 荒木丈太郎
1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第429号

神奈川県中郡大磯町生沢350番地1 マウロア大磯203号
債務者 青柳 隆之
1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第446号

神奈川県平塚市徳延3丁目39番4ー101号
債務者 佐藤 広康（保佐人 貝原 吉記）
1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第36号

大分県杵築市大字符宿1730番地
債務者 浜田 恵理
1 決定年月日時 令和8年9月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月16日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続廃止

令和8年（フ）第87号

千葉県香取郡多古町船越2143番地
破産者 白濱 義勝
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年（フ）第17号

大阪府摂津市鳥飼本町二丁目4番43号
破産者 株式会社齋藤精工
1 決定年月日 令和8年8月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年（フ）第841号

札幌市中央区南1条西16丁目1番323春野ビル3F
破産者 PCH合同会社
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第877号

名古屋市中区丸の内1丁目4番29号
破産者 株式会社アカナ
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第879号

名古屋市中区丸の内1丁目4番29号
破産者 特定非営利活動法人ささえあい
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1190号

愛知県清須市西枇杷島町泉74番地 アクティブ泉A号
破産者 株式会社Metal Creative Art

1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第219号

堺市中区毛穴町103番の1
破産者 株式会社堺加工
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第326号

奈良県宇陀市大字陀藤井431番地
破産者 株式会社BYSーCOMPANY
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年（フ）第1047号

神戸市北区八多町中1150番地
破産者 株式会社北神戸商事
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第105号

神戸市中央区北野町三丁目1番6号北野ヒルハウス202
破産者 株式会社Allure
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第112号

兵庫県明石市桜町14ー19 KUKIビル2F
破産者 株式会社DーFlor
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係